

手数料の返戻金制度

当社の紹介により就職された方が、一定期間内に、本人都合による退職または、本人の責に基づく、解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から下記に定める金額を、求人者へ返還いたします。

入社後 3 ヶ月未満で雇用契約が終了した場合 50%

ただし、以下の場合、返戻金制度は適用除外となります。

1. 求人者の責めによる退職・解雇
2. 紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合

返戻金制度は有料職業紹介基本契約により別の定めをする場合があります。

許可番号 23・ユ・302071

愛知県豊川市穂ノ原 2 丁目 1-17

（イトモル精密株式会社本社工場内）

エスアイ開発株式会社